

尾張旭市選挙管理委員会（平成28年第8回）会議録

- 1 開催日時  
平成28年6月16日（木）  
開会 午前10時  
閉会 午前10時35分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 2階 203会議室
- 3 出席委員  
委員長 水野紀彦  
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 田中健一、次長兼係長 矢野嘉通、書記 永谷尚子
- 7 議題  
第27号議案 投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について  
第28号議案 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について  
第29号議案 期日前投票所の投票立会人の選任について  
第30号議案 投票立会人の選任について  
第31号議案 開票の場所及び日時の決定について  
第32号議案 選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について  
第33号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について  
承認第1号 個人演説会等の施設を使用する候補者が納付すべき費用の額等の承認について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第8回選挙管理委員会を開催いたします。
-----	--------------------------------------

	<p>本日の議案は、第24回参議院議員通常選挙に関する議案と在外選挙人名簿に関する議案、及び承認案件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いいたします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。前回会議録につきまして、既に配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	(なし)
委員長	<p>それでは前回会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>まず、第27号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第27号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第175条第3項の規定により、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては県の選挙管理委員会が、愛知県選出議員の選挙にあつては市の選挙管理委</p>

	<p>員会がくじで定める順序によるとされています。このため、参議院愛知県選出議員の選挙の投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじの場所を尾張旭市役所、日時を公示日である平成28年6月22日の午後8時と定めようとするものでございます。</p> <p>第27号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第27号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第27号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第27号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第28号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第28号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日に</p>

	<p>ついて」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第2項の読替規定による同法第37条の規定により、期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、市の選挙管理委員会が選任することになっております。従いまして、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を議案2枚目の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者、職務代理者は選挙管理委員会の課長補佐相当職以上の者を選任してございます。</p> <p>第28号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第28号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第28号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第28号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第29号議案「期日前投票所の投票立会人の選</p>

	任について」事務局より説明願います。
事務局	<p>では、第29号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第2項の読替規定による同法第38条の規定により、市の選挙管理委員会は、期日前投票所において、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任しなければならないとされております。このため、期日前投票所の投票立会人を議案2枚目以降の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>第29号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第29号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第29号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第29号議案は可決されました。

	<p>続きまして、第30号議案「投票立会人の選任について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第30号議案「投票立会人の選任について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第38条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て2人以上5人以下の投票立会人を選任しなければならないとされておりますので、議案2枚目以降の一覧のとおり投票立会人を選任しようとするものでございます。</p> <p>選任につきましては、各投票区に2人とし、原則、前半・後半の2交代制として午後1時30分に交代することとしていますので、全部で84名の方に投票の立会をお願いすることになります。</p> <p>第30号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第30号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第30号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第30号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第31号議案「開票の場所及び日時の決定について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第31号議案「開票の場所及び日時の決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第63条の規定により、開票の場所は市の選挙管理委員会が指定した場所に設けることとなっているため、参議院議員通常選挙の開票場所を尾張旭市総合体育館アリーナ、日時を平成28年7月10日午後9時と定めようとするものでございます。</p> <p>第31号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第31号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>（なし）</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第31号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第31号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第32号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第32号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法施行令第17条の規定により、市の選挙管理委員会は、名簿登録者が市の区域内の他の投票区の区域に住所を移したこと（すなわち市内転居）を知ったときは、登録の移替えをしなければならないとされておりますが、参議院の任期満了による選挙の場合、任期が終わる日の前60日から選挙期日まではその登録の移替えを延期することができるとされております。この登録の延期の期間は可能な限り短いことが望ましいため、6月16日から7月10日までの移動分について、登録の移替えを延期しようとするものでございます。</p> <p>第32号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第32号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>（なし）</p>



委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第32号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第32号議案は可決されました。 続きまして、第33号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次に第33号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を喪失したとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、議案の2枚目にあります5名の方が、国内に転入して4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>また、参考としまして、在外選挙人の登録を行いました直前の6月2日時点の登録者数、今回、6月16日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回5名の方が減りますので、41名のかたが在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第33号議案の説明は以上でございます。</p>

委員長	では、第 3 3 号議案について、何かご質問等はありませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第 3 3 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第 3 3 号議案は可決されました。</p> <p>次に、承認案件に移ります。</p> <p>承認第 1 号「個人演説会等の施設を使用する候補者が納付すべき費用の額等の承認について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、承認第 1 号「個人演説会等の施設を使用する候補者が納付すべき費用の額等の承認について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 1 6 1 条第 1 項に規定されている個人演説会等の施設のうち、中央公民館の会議室の利用方法変更により使用料が変更され、公職選挙法施行令第 1 2 1 条の規定により、施設の管理者から公職の候補者等が納付すべき費用の額等について変更の承認申請がありましたので、</p>

	承認しようとするものでございます。 承認第1号の説明は以上でございます。
委員長	では、承認第1号について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 承認第1号に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	承認第1号は可決されました。 本日の議題は、これで終了しましたが、事務局から何かありますか。
事務局	○ 次回日程確認 平成28年6月21日（火）午前10時 303会議室
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。